

屋外広告物の安全点検(義務) をお願いします！

1 点検の対象

すべての屋外広告物が対象です。ただし、以下のものは除きます。

- ・ はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの
- ・ 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

※対象外の広告物についても、良好な状態に保つよう適正な管理が必要です。

2 点検の方法

(1) 点検時期

【許可申請が必要な広告物】

屋外広告物を表示・設置・改造した時及びその後5年以内ごと。

ただし、「変更の許可」や「許可の更新」の申請手続きの際は、申請書を提出する日より前3ヶ月以内に点検を実施すること。

【許可申請が不要な広告物】

屋外広告物を表示・設置・改造した時及びその後5年以内ごと。

(2) 点検内容(項目)

裏面の記入例を参照(安曇野市屋外広告物等安全点検報告書)

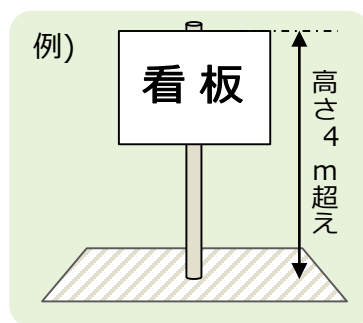
3 点検者の資格(広告物の高さ4m超の場合のみ)

安曇野市屋外広告物条例施行規則で定める以下の者

- ☐ 屋外広告士 ☐ 一級・二級建築士
- ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者
- ☐ 職業訓練修了者等

上記の資格と同等以上の知識を有すると市長が認めた者
(以下の団体が行う技能講習の修了者)

- ☐ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
- ☐ 公益社団法人日本サイン協会



4 点検結果の保管・報告

- ・ 点検結果の記録は、「安曇野市屋外広告物等安全点検報告書」に記録し、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。
- ・ 安曇野市から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、「変更の許可」や「許可の更新」の申請手続きの際に「安曇野市屋外広告物等安全点検報告書」を提出する必要があります。

詳しい制度の内容はHPをご覧ください。

右のQRコードを読み込むと

HPにアクセスできます。



【問い合わせ先】 安曇野市 都市建設部 建築住宅課 (建築景観係)

住所：〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所本庁舎(2階15番窓口)

電話：0263-71-2242

メール：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp

令和7年10月1日

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

下記のとおり安全点検を行いましたので、別紙現況写真を添えて報告します。

表 示 （ 設 置 場 所 ）		安曇野市 豊科6000	
更 新 前 の 許 可 の 番 号		第 〇〇〇 号	
点 検 実 施 年 月 日		令和7 年 10 月 1 日	
点 検 項 目		異常の有 無	改善の概要 対象の看板
1	支柱の根本の腐食・サビ	有 無	ポール看板・野立看板など
2	看板が傾いていないか	有 無	ポール看板・野立看板など
3	主要部材の変形又は腐食・サビ	有 無	全て
4	取付け金具の変形又は腐食・サビ	有 無	全て
5	ボルト、ビス等の緩み又はサビ	有 無	全て
6	表示面の汚染、変色又ははく離	有 無	全て
7	表示面の破損	有 無	全て
8	照明、ネオン設備等の異常	有 無	照明、ネオン設備がある看板
9	倒壊、落下のおそれ	有 無	全て
点 検 者		氏 名	上記のとおり相違ありません。 安曇野 太郎
		住 所	〒 399 - 8281 電話 (0263) 71 - 2242 安曇野市豊科6000

資格名称	取得日期	取得机关	取得方法	取得者
...	...	...	...	...

☒ 屋外広告士 ☐ 一級・二級建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者

☐ 職業訓練修了者等(帆布製造、広告美術) ☐ その他()

注意 1 異常の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 広告物の高さが4メートルを超えるときは、資格名称欄からその者が有する資格等(安曇野市屋外広告物条例施行規則第11条第2項に規定する資格等)を選択してください。